

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	17 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの期間、53年4月から同年9月までの期間、61年2月、同年3月及び63年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで  
② 昭和53年4月から同年9月まで  
③ 昭和61年2月及び同年3月  
④ 昭和63年3月

私は、私たち夫婦の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を妻に任せていた。

妻は、昭和39年1月に私と結婚し、新婚旅行から帰った後のまだ寒い時期にA県B市役所へ出向いた際、同市の職員から強制的に国民年金に加入するよう言われ、その場で言われるままに加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを結婚した当初の出来事として、よく覚えていると言っている。

また、申立期間②の国民年金保険料について、妻は、私が厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、国民年金の加入手続が必要であることを知らずに、しばらくしてから国民年金に加入するよう市役所から通知があり、市役所に手続に行ったが、その時に納付していなかった遡れる期間の国民年金保険料を、全て納付してもらうことになるかと伝えられ、その頃に保険料を自動払い(口座振替)にしたと記憶している。その時期と前後して、納付した金額は覚えていないが、市役所又は社会保険事務所(当時)から郵送されてきた納付書を用いて、妻が金融機関で保険料を納付した。

申立期間③及び④の国民年金保険料は、私名義の銀行口座から自動払い(口座振替)による方法で保険料を納付していたが、預金残高不足で保険料の引き落としができなかった場合、すぐにC県D市から振込用紙が送付されて

きたし、納付が遅れると市役所から督促の電話があったので、妻が急いで金融機関で納付したはずである。

申立期間①、②、③及び④が未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和39年2月10日に払い出されていることが確認できることから、新婚旅行から帰った後の寒い時期に、国民年金に加入させられたとする申立内容は、このことと符合している。

また、申立期間①は、3か月間と短期間であること、申立人の妻自身に結婚当初に納付した鮮明な記憶があること、その後、昭和40年8月に転出したC県E市においても、継続して未納無く保険料を納付していることなどを踏まえると、当該期間についても、申立人の妻が納付したものとみても不自然ではない。

申立期間②について、申立人の特殊台帳を見ると、当該期間直前の昭和52年3月から53年3月までの国民年金保険料が、54年12月に過年度納付されていることが確認でき、この時点で申立期間②の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の妻は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金の加入手続が遅れ、加入手続に行った時に納付していなかった遡れる期間の国民年金保険料を、納付してもらうことになると市役所で伝えられた頃に、保険料を自動払い（口座振替）にしたと記憶していることから、申立人に係るD市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和54年8月から保険料を自動払いとされていることが確認でき、前述の過年度納付の時期は申立内容と符合する。

さらに、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間②直前の昭和52年9月から53年3月までの期間については、当初、現年度納付と記録されていたが、後に、その記録は前述の過年度納付に訂正されていることが確認でき、直近の記録管理に不手際が見受けられること等を踏まえると、申立人の申立期間②の国民年金保険料については、納付していたものとみるのが自然である。

申立期間③及び④について、当該期間以前の昭和54年8月から国民年金保険料の納付方法を口座振替に切り替えており、申立人の妻は、継続して保険料を納付する意思がうかがえる。

また、申立期間③及び④は、それぞれ2か月間と1か月間で口座からの自動振替の最小単位の期間であり、ほかに口座振替ができなかった期間は無上、納付を担当していた申立人の妻は、預金残高不足で口座振替ができなかった場合、郵送されてきた納付書により、申立期間③の国民年金保険料は、当時勤務

していた職場近くの金融機関、申立期間④の保険料は、自宅近くの金融機関において納付したと具体的に陳述しているところ、これらはいずれも、当時、夫婦が居住していたD市の収納代理金融機関であることが確認できることから、当該期間の保険料について納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、平成元年10月から2年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは44万円、同年10月から4年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①並びに申立期間②のうち、平成2年6月、3年4月から同年9月までの期間及び4年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額の記録については、元年5月から同年9月までは41万円、2年6月は44万円、3年4月から同年9月までは47万円、4年6月から同年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月1日から同年10月1日まで  
② 平成元年10月1日から4年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低額で記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成元年10月から2年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは44万円、同年10月から4年2月までは47万円と記録されていたところ、同年3月11日付けで、元年10月1日に遡って26万円に訂

正されていることが確認できる。

また、A社の代表取締役の標準報酬月額も、申立人とは一部の期間が相違するものの、申立人と同日付けで平成元年6月に遡って、当時の最低等級の標準報酬月額に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役でなかったことが確認できる上、複数の従業員は、「申立人の肩書はB職でD業務等も担当していたが、社会保険関係事務には関与していなかった。」旨陳述している。

加えて、年金事務所から提出されたA社に係る滞納処分票によると、同社は、当該遡及訂正が行われた当時を含め、長期にわたり社会保険料を滞納していたことが確認できる上、遡及訂正処理が行われた日の前日の平成4年3月10日の欄に、社会保険事務所の担当者が、同社の社長と面談したとの記載が確認できるところ、申立期間当時の同社で経理事務をしていた従業員は、「社長と申立人の標準報酬月額が引き下げられたことは知らない。」と陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成4年3月11日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、申立人について、元年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月から2年9月までは41万円、同年10月から3年9月までは44万円、同年10月から4年9月までは47万円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしいと陳述しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②のうち、平成2年6月、3年4月から同年9月までの期間、4年6月から同年9月までの期間について、A社の関連会社であるC社から提出された申立人に係る源泉徴収簿兼賃金台帳の給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、遡及訂正処理前の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の源泉徴収簿兼賃金台帳の給与支給額及び保険料控除額から、平成2年6月は44万円、3年4月から同年9月までは47万円、4年6月から同年9月までは50

万円とすることが妥当である。

次に、申立期間①について、上記の源泉徴収簿兼賃金台帳の給与支給額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月26日は33万円、17年12月27日は32万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日  
② 平成17年12月27日

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初めて知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人に係る賃金台帳の賞与額又は保険料控除額から、平成15年12月26日は33万円、17年12月27日は32万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年12月26日及び17年12月27日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和47年11月7日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から同年11月7日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答をもらった。

申立期間に、A社C支店から同社D支店に異動したが、当該期間は、同社C支店において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間となるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された在籍証明書及びE企業年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員台帳の記録から判断すると、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務し(昭和47年11月7日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金基金加入員台帳の申立人に係る記録を見ると、申立人が、昭和47年11月7日にA社C支店で同基金加入員としての資格を喪失し、同日に同社D支店で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、E企業年金基金は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届及び同資格取得届は複写式で、同一内容のものを厚生年金基金、社会保険事務所及び健康保険組合に提出していたと思われる。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和 47 年 11 月 7 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金基金加入員台帳の記録から、5 万 2,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域のD商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は、昭和 43 年 10 月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している 47 人のうち、申立人と同様の申立てをしている 6 人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域のD商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は、昭和43年10月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている6人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域のD商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は、昭和43年10月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている6人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域のD商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年

金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は、昭和43年10月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている6人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域のD商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は、昭和43年10月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている6人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月21日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社から関連会社であるA社へ転籍した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、申立期間当時、B社が持っていたC県下全域のD商権を地域で分割することになり、A社のほか2社が同時に設立されたことに伴って、B社の一部の従業員が3社に異動した旨陳述している。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、異動の前後で仕事内容及び給与形態等に変更はなく、申立期間当時も手取り額に増減はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、年金事務所の記録によれば、A社は、昭和43年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、それ以前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本の会社成立日より、同社は、昭和43年10月\*日に設立されたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している47人のうち、申立人と同様の申立てをしている6人（申立人を含む。）の雇用保険の被保険者記録を見ると、全員が同社の設立日に、同社における雇用保険の被保険者としての資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記のとおり、申立期間においてA社は、適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年2月2日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについては、同日後に新たな事実が判明したことから、当該あっせんによらず、厚生年金保険法の規定に基づき、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間は、A社B支店から同社C支店に転勤した時期であり、継続して同社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、A社から提出のあった人事記録、雇用保険の加入記録及びC健康保険組合の被保険者記録等から、申立人は同社で継続して勤務(昭和45年6月1日付けでA社B支店から同社C支店に異動)しており、厚生年金保険料の控除が認められること、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められることから、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年2月2日付けで、総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかし、当該あっせん後に、D健康保険組合から、「申立期間当時の届出書は複写式であった。」との回答が新たに得られたところ、同健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険被保険者資格喪失届には、A社B支店の資格喪失日は、昭和45年6月1日と記載されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和45年6月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険組合の資格喪失届の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月1日から54年10月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年6月1日、資格喪失日に係る記録を54年10月16日とし、当該期間の標準報酬月額を52年6月から53年9月までは8万円、同年10月から54年9月までは9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月頃から54年10月頃まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。  
昭和50年9月頃から54年10月頃まで、A社で勤務し、B業務に従事した。  
申立期間にA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の陳述から、申立期間のうち、昭和52年6月1日から54年10月15日までの期間については、申立人は、A社で勤務していたものと認められる。

また、A社の元経理事務担当者は、「申立期間当時、A社では、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた。雇用保険に加入しているのであれば、社会保険にも加入していたと思うし、厚生年金保険料も給与から控除していたと思う。」旨陳述している。

さらに、A社における同僚照会により判明した申立人の前任者及び後任者には、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、この二人の雇用保険の加入記録は、それぞれの厚生年金保険の加入記録と符合している。



加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）から確認できる申立期間当時の被保険者数は、前述の同僚照会において複数の同僚が陳述している申立期間当時の従業員数とおおむね一致しており、「申立期間当時、A社においては、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていた。」とする元経理担当者の陳述と符合する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年6月1日から54年10月16日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同性、同職種の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、当該期間のうち、昭和52年6月から53年9月までは8万円、同年10月から54年9月までは9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和60年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡しているため確認できないものの、同社の申立期間に係る被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る52年6月から54年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年9月頃から52年5月31日までの期間については、申立人に係る雇用保険の被保険者資格を確認できない。

また、A社の複数の同僚は、それぞれ、「申立人の入社は、昭和52年5月頃だと思う。それより前の期間については勤務していなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、A社は昭和60年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、61年2月に破産しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況について、確認することができない。

このほか、当該期間において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月28日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答があった。同社には平成8年7月31日まで勤務しており、給与支給明細書からも同年8月分の給与から保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成8年8月の給与支給明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に同年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与支給明細書から確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び申立人のA社における平成8年6月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、事業主が保管している申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成8年7月28日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成3年4月から4年3月までは22万円、同年4月から5年2月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年3月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。当該期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A社の同僚から提出された給料台帳の写しで確認できる保険料控除額から、平成3年4月から4年3月までは22万円、同年4月から5年2月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者に確認することはできないが、前述の給料台帳の写しで確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月

額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料台帳で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成2年5月から3年4月までの期間は18万円、同年5月から4年1月までの期間は20万円、同年2月から6年10月までの期間は26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年5月1日から6年11月1日まで

年金事務所から、A社に勤務した当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も申立期間の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが分かった。当該期間を本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年5月から3年4月までの期間は18万円、同年5月から4年1月までの期間は20万円、同年2月から6年10月までの期間は26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年11月25日付けで、2年5月1日に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「平成6年11月頃、代金の一部を社会保険事務所に差し押さえられた。差押えの取下げを条件に、同事務所に指導されるままに印鑑を押したと思う。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、申立人以外にも同社の役員3人の標準報酬月額が、平成6年11月25日付けで、遡って減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社のB職であったことが確認できるものの、同社の事業主は、「申立人は、社会保険等の事務には従事しておらず、標準報酬月額を遡って減額訂正する処理にも

関与していない。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年11月25日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は事実即したものと考え難く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、2年5月から3年4月までの期間は18万円、同年5月から4年1月までの期間は20万円、同年2月から6年10月までの期間は26万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和30年1月にA社B部門（現在は、C社）に入社してから退職するまで同社に継続して勤務していたのに、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D共済会の人事記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し(昭和30年5月21日にA社E部門から同社B部門に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B部門は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それより前は、申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時の総務担当者及び複数の同僚の陳述によると、当該事業所は、申立期間において既に5人以上の従業員の勤務が推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の届出について、適正に行われていなかったとしている上、事業主は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部門における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和27年1月にC社D支店（申立期間はA社E部門、現在はF社）に入社後、29年10月にA社B部門に異動し、退社するまで同社に継続して勤務した。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

G共済会提出の人事記録及び申立人提出の履歴書から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和30年5月21日にA社E部門から同社B部門に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B部門における昭和30年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社B部門は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それより前は、申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時の総務担当者及び複数の同僚の陳述によると、当該事業所は、申立期間において既に5人以上の従業員の勤務が推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険の届出について、適正に行われていなかったとしている上、事業主は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないことが認められることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

私は、昭和62年3月にA県B市内の事業所を退職し、その月末頃にC社に転職の予定であったが、母親から「年金の手続が必要、1回でも納付を飛ばすとよくない。」と教えられ、転職前に母親と姉の三人で同市役所に行き、姉と一緒に国民年金の加入手続を行った。具体的な納付金額等は覚えていないが、国民年金の窓口で年金手帳を持参し、窓口の男性職員に同年同月末頃に就職する話をしたこと、同窓口で国民年金保険料を納付したこと、及び母親が窓口で「これで1回も抜けていませんよね。」と念を押すと、職員が「大丈夫です。間違いないですよ。」と言ったことをよく覚えている。

それなのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人は、B市内の事業所を退職し、昭和62年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後は、C社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、D社において、厚生年金保険の被保険者資格を同年4月1日付けで取得していることが確認できる。

そこで、申立人に改めて当時の事情を確認したところ、申立人は、昭和62年3月にB市役所において、国民年金の加入手続を行った後、C社に同月末頃に姉と一緒に就職したが、勤務初日に半日で辞めることとなり、その後、同年4月初めにD社に就職したと陳述している。

ところで、同一人について、厚生年金保険の異なる適用事業所において、同月内に厚生年金保険の被保険者としての資格の喪失及び取得がなされた場合、同被保険者の加入期間は欠けることがないため、B市は、そのような場合に該当する者には国民年金への加入を求めないとしていることから、申立人が同市

役所の年金担当窓口において、離職した昭和 62 年 3 月中に C 社に就職することを市の職員に告げた場合、同市の窓口職員が申立人の母親から「これで 1 回も抜けていませんよね。」との問いかけに、「大丈夫です。間違いないですよ。」と回答したとしても不自然ではない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立人は、D 社を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成 16 年 1 月 1 日に、初めて国民年金の第 1 号被保険者資格を取得していることが確認でき、この場合、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度導入前の期間であることから、申立人が、申立内容のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号に設定された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号以外に、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、旧姓を含めた各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立期間当時、申立人と一緒に加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとするその姉について、そのオンライン記録を見ると、申立期間は、保険料の未納期間となっているが、姉が D 社を退職し、申立期間から約 1 年後の昭和 63 年 5 月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、この頃に初めて国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、当該加入手続きが行われるまで申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立人と同様に、申立期間当時において保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6439 (事案 2008 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月までの期間、同年 10 月から 42 年 3 月までの期間、43 年 4 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 41 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 10 月から 42 年 3 月まで  
③ 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで  
④ 昭和 45 年 4 月から同年 12 月まで

私は、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してきた。

昭和 38 年 10 月から 44 年 3 月までは、A 県 B 市 C 区役所から 6 か月ごとに国民年金保険料の納付書が送られてきたので、金融機関から保険料を納付していた。当時は独身で、同市 D 区にある事業所に勤めており、昼間は自宅にはいなかった。

また、昭和 44 年 4 月に B 市 C 区から同市 E 区に転居して自宅で事業所を営み、45 年 4 月から同年 12 月までは、毎月自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付して領収証書を受け取っていた。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間以外は、認められない旨の通知を受けた。

しかし、私は全ての期間について、国民年金保険料を納付していたはずであり、どうしても納得できない。

新たな資料は無いが、もう一度審議してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、昭和 38 年 10 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月

から同年12月までの期間について、当委員会に申立てを行っている。

この申立てについて、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間については、i) 申立期間を除き国民年金の加入期間は、国民年金保険料を全て納付している、ii) 41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の納付書を送付したと考えられる事跡が、B市の国民年金被保険者名簿に残されており、納付意識の高い申立人は、この納付書の送付を受けて当該期間の保険料を納付していたとみても不自然ではない。

一方、昭和45年4月から同年12月までの期間については、i) C区において不在被保険者として管理されていたことが、同区の被保険者名簿により確認できる上、被保険者としての住所が同区からE区に変更されたのが48年10月であることが特殊台帳により確認できることから、当時、同区の集金人が申立人から国民年金保険料を集金できたとは考え難い、ii) 44年4月に転居した後は、毎月自宅に来る集金人に保険料を納付していたとしているが、昭和44年度の保険料は昭和44年8月に一括で、また、46年1月から48年3月までの保険料は過年度で、それぞれ納付されていることが市の被保険者名簿等により確認でき、これは、申立人の陳述とは符合しない、iii) 申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、当委員会の決定に基づき、昭和41年4月から同年9月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料は、納付していたものと認められるものの、これ以外の申立期間の保険料は、納付していたとは認められない旨の通知が、平成21年3月6日付けで行われている。

今回、申立人は、上記通知内容に記載されている記録の訂正が必要でない期間についての判断理由について、納付できないとして、申立期間①、②、③及び④について再申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年1月までの期間、同年5月から同年9月までの期間及び47年1月から54年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年1月まで  
② 昭和45年5月から同年9月まで  
③ 昭和47年1月から54年3月まで

私は、昭和43年1月に、自身の将来のため、A県B市役所で国民年金に加入したことを覚えている。その後、申立期間②及び③当時も、私が同市役所で国民年金の再加入手続を行った。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、私又は母のいずれかがB市役所の窓口で納付していたと思う。

私は、勤務していた期間を除いて、国民年金保険料をずっと納付してきたのに、年金裁定請求の際、申立期間の保険料がそれぞれ未納とされており信じられなかった。

領収証書及び当時の資料は何も残っていないが、間違いなく国民年金保険料を納付していたので、納付記録をもう一度よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月に国民年金に加入したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び前後の被保険者の記録から、その約11年後の54年5月頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続を行ったものと推定され、申立人の特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿等を見ると、43年1月18日まで遡って、国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できる上、その資格取得日は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」及びオンライン記録の資格取得日とも一致している。

この場合、申立期間①、②及び③は、当該加入手続が行われるまで、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない上、加入手続が行われた時点において、申立期間①及び②の全期間並びに申立期間③のうち、昭和52年3月以前の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間③のうち、時効成立前の納付が可能な期間は、保険料を遡って納付する期間となるが、申立人は、納付催告を受けたことも、未納保険料を遡って納付した記憶もないと陳述している。

また、申立人が、申立内容のとおり、満20歳の時に国民年金に加入し、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間①と申立期間②に挟まれた昭和45年2月から同年4月までの厚生年金保険被保険者期間及び申立期間②と申立期間③に挟まれた同年10月から46年12月までの退職一時金支給期間については、共に平成24年5月に記録が追加されていることが確認できることからすると、申立期間②及び③当時において、B市役所で国民年金の再加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立期間①、②及び③の納付状況等について、申立人からは、「私又は母親のいずれかが、B市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと思う。」とする以外に具体的な陳述を得ることができない上、その母は既に亡くなっているため、当時の納付状況は不明である。

このほか、申立期間①、②及び③は、合計9年9か月間に及び、これほどの長期間にわたり納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人又はその母が申立期間①、②及び③の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 42 年 5 月 10 日まで

私は、申立期間はA市にあったB社でC職をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間直後に勤務したD社（現在は、E社）に提出した履歴書の記載から、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、B社の事業主は既に死亡しているため、事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は、B社における同僚一人の名字を記憶しているのみであるため、当該同僚からも、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。